



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年  
No.6  
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

## 病態禁忌



### 事例

#### 【事例の詳細】

感冒の症状でクリニックを受診した60歳代の男性患者にPL配合顆粒が処方された。患者は初めての来局で、お薬手帳は所持しておらず、患者からも服用している薬剤を聴取できなかった。患者からマイナ保険証の提示があったため、同意を得てオンライン資格確認等システムで薬剤情報を閲覧したところ、ナフトピジルOD錠50mgを服用していることがわかった。薬剤師は処方医に、患者が前立腺肥大症に伴う排尿障害改善薬を服用していることを伝えたところ、PL配合顆粒が削除になった。

#### 【推定される要因】

クリニックでは、患者が服用している薬剤を把握していなかったと考えられる。薬局の新規患者アンケートには現病歴・既往歴の欄に前立腺肥大症の項目があるが、患者はチェックを付けていなかった。

#### 【薬局での取り組み】

患者がマイナ保険証を持参している場合は、オンライン資格確認等システムを利用し、併用薬などを確認する。



### その他の情報

#### PL配合顆粒の添付文書 2024年10月改訂（第3版）（一部抜粋）

2.禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.6 前立腺肥大等下部尿路に閉塞性疾患のある患者〔本剤中のプロメタジンメチレンジサリチル酸塩は抗コリン作用を有し、排尿困難を悪化させるおそれがある。〕



### 事例のポイント

- 本事例は、患者への聴取やお薬手帳から患者が服用している薬剤を把握できなかったため、薬剤師がオンライン資格確認等システムを活用して薬剤情報を入手し、処方医に情報提供を行ったことにより、病態禁忌に該当する薬剤の交付を未然に防いだ事例である。
- 処方監査では、患者が服用している薬剤や現病歴・既往歴、副作用歴などの情報をもとに処方内容の妥当性を確認することが求められる。そのためには、患者からの聴取やお薬手帳、マイナ保険証によるオンライン資格確認等システムなどの様々な情報源から情報を収集することが重要である。
- 薬剤師は、お薬手帳やマイナ保険証などを使用して医療機関・薬局・患者間で情報を共有することが安全な薬物療法を行うために重要であることを患者に説明し、それらの活用を促すことが望ましい。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。